

雇労働組合等）組織運動の上にて、最も有効なる運動方法あることを、当該大委員会が認むるものがある、工場又は仕事場は、労働者の擧取が実際に行はる、所であると共に、これに反対する者等の闘争の出発点も亦此にある。この闘争を有効に行ふためには、同一工場に於ける従業員の一部は組織されねばならぬ。我評議會は工場を賃金に於ける次の方針をとる。

- (1) 現在の我が国の労働組合の状況は、労働階級の抱え少く、組合の存在する部分のみに組織するのみならず、組合の存在する部分にも全従業員を抱擁する組合は一般に存在しない。故にかくの如き巨大な未組織労働者に対しては工場内の労働条件又は設備等の改善を目的とする全従業員に於ける工場委員会による統一の組織を組織せしめ、これを教育と訓練によつて闘争代行し、労働組合化せしめ、これを工場委員会によりて未組織労働者を組織するものとする。工場に二個以上の労働組合を存立する場合は、

- (2) 一部の従業員のみが組織される、場合には、工場委員会に依りて兩者を結合する共同戦線の任務を果せしめる。
- (3) 工場委員会は産業管理の基礎的組織と成るものであるから、当面の職能として管理に向つての闘争を行はしめ、任務を果せしめる。

第十 共済制度の件

現在の労資共同負担の共済制度は資本家が労資協同のため、若しくは労働者を隷属化するために設けたものであるが、この制度及び共済組合は労働者の日常生活に于て利益をのみならず、一工場内の労働者の共同戦線形成にも関係を持つてゐる。我評議會は次の方針によりて此問題に對する。

(1) 現存の共済制度の負担をなるべく労働者に有利にし、